

昭和二十四年法律第百号

建設業法

号口において同じ。)若しくは中等教育学校を卒業した後五年以上又は同法による大学(旧大学令(大正七年勅令第三百八十八号)による大学を含む。同号口において同じ。)若しくは高等専門学校(旧専門学校令(明治三十六年勅令第六十一号)による専門学校を含む。同号口において同じ。)を卒業した(同法による専門職大学の前期課程を修了した場合を含む。)後三年以上実務の経験を有する者で在学中に国土交通省令で定める学科を修めたものと認定した者

四 請負契約(第三条第一項ただし書の政令で定める軽微な建設工事に係るものを除く。)の役員等若しくは政令で定める使用人が、個人である場合においてはその者又は政令で定める使用人が、請負契約に関して不正又は不誠実な行為をするおそれが明らかな者でないことを受けようとする者が次の各号のいずれか(許可の更新を受けようとする者にあつては、第一号又は第七号から第十四号までのいずれか)に該当するとき、又は許可申請書若しくはその添付書類中に重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、許可をしてはならない者

一 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

二 第二十九条第一項第七号又は第八号に該当することにより一般建設業の許可又は特定建設業の許可の取消しの処分に係る行政手続法(平成五年法律第八十八号)第十五条の規定による通知があつた日から当該処分があつた日又は処分をしないことの決定があつた日までの間に第十二条第五号に該当する旨の同条の規

四 定による届出をした者で当該届出の日から五年を経過しないもの

前号に規定する期間内に第十二条第五号に該当する旨の同条の規定による届出があつた場合において、前号の通知の日前六十日以内に当該届出に係る法人の役員等若しくは政令で定める使用人であつた者又は当該届出に係る個人の政令で定める使用人であつた者で、当該届出の日から五年を経過しないもの

五 第二十八条第三項又は第五項の規定により営業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者

六 許可を受けようとする建設業について第二十九条の四の規定により営業を禁止され、その禁止の期間が経過しない者

七 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

八 この法律、建設工事の施工若しくは建設工事に従事する労働者の使用に関する法令の規定で政令で定めるもの若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)の規定(同法第三十二条の三第七項及び第三十二条の十一第一項の規定を除く。)に違反したことにより、又は刑法(明治四十年法律第四十五号)第二百四十七条、第二百六条、第一百八条、第二百八条の二、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪若しくは暴力行為等处罚に関する法律(大正十五年法律第六十号)の罪を犯したことにより、罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

九 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力団員又は暴力団員等」という。)

十 心身の故障により建設業を適正に営むことができない者として国土交通省令で定めるもの

十一 営業に関し成年人と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号又は次号(法人でその役員等のうちに第一号から第四号まで又は第六号から前号までのいずれかに該当する者のあるものに係る部分に限る。)のいずれかに該当するもの

十二 法人でその役員等又は政令で定める使用人のうちに、第一号から第四号まで又は第六号から第十号までのいずれかに該当する者（第二号に該当する者）のうち、第二十九条の規定により許可を取り消される以前から、第三号又は第四号に該当する者についてはその者が第十九条の四の規定により営業を禁止される以前から、建設業者である当該法人の役員等又は政令で定める使人である者を除く。）のあるもの

十三 個人で政令で定める使用人のうちに、第一号から第四号まで又は第六号から第十号までのいずれかに該当する者（第二号に該当する者）についてはその者が第二十九条の規定により許可を取り消される以前から、第三号又は第四号に該当する者についてはその者が第十二条第五号に該当する旨の同条の規定による届出がされる以前から、第六号に該当する者についてはその者が第二十九条の四の規定により営業を禁止される以前から、建設業者である当該個人の政令で定める使人であつた者を除く。）のあるもの

十四 暴力団員等がその事業活動を支配する者（許可換えの場合における従前の許可の効力）  
第九条 許可に係る建設業者が許可を受けた後次の各号のいずれかに該当して引き続き許可を受けた建設業を営もうとする場合（第十七条の二第一項から第三項まで又は第十七条の三第四項の規定により他の建設業者の地位を承継したことにより第三号に該当して引き続き許可を受けた建設業を営もうとする場合を除く。）において、第三条第一項の規定により国土交通大臣又は都道府県知事の許可を受けたときは、その者に係る從前の国土交通大臣又は都道府県知事の許可是、その効力を失う。

一 國土交通大臣の許可を受けた者が一の都道府県の区域内にのみ営業所を有することとなつたとき。

二 都道府県知事の許可を受けた者が当該都道府県の区域内における営業所を廃止して、他の一つの都道府県の区域内に営業所を設置することとなつたとき。

三 都道府県の区域内に営業所を有することとなつたとき。

2 第三條第四項の規定は建設業者が前項各号の一に該当して引き続き許可を受けた建設業を営もうとする場合において第五条の規定による申請があつたときについて、第六条第二項の規定はその申請をする者について準用する。

(登録免許税及び許可手数料)

**第十一条** 国土交通大臣の許可を受けようとする者は、次に掲げる区分により、登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)で定める登録免許税又は政令で定める許可手数料を納めなければならない。

一 許可を受けようとする者であつて、次号に掲げる者以外のものについては、登録免許税

二 第三条第三項の許可の更新を受けようとする者及び既に他の建設業について国土交通大臣の許可を受けている者については、許可手数料

(変更等の届出)

**第十二条** 許可に係る建設業者は、第五条第一号から第五号までに掲げる事項について変更があつたときは、国土交通省令の定めるところにより、三十日以内に、その旨の変更届出書を国土交通大臣又は都道府県知事に提出しなければならない。

2 許可に係る建設業者は、毎事業年度終了の時における第六条第一項第一号及び第二号に掲げる書類その他の国土交通省令で定める書類を、毎事業年度経過後四月以内に、国土交通大臣又は都道府県知事に提出しなければならない。

3 許可に係る建設業者は、第六条第一項第三号に掲げる書面その他国土交通省令で定める書類の記載事項に変更を生じたときは、毎事業年度経過後四月以内に、その旨を書面で国土交通大臣又は都道府県知事に提出しなければならない。

4 許可に係る建設業者は、営業所に置く第七条第二号イ、ロ又はハに該当する者として証明された者が該當営業所に置かれなくなつた場合又は同号ハに該当しなくなつた場合において、これに代わるべき者があるときは、国土交通省令の定めるところにより、二週間以内に、その者について、第六条第一項第五号に掲げる書面を国土交通大臣又は都道府県知事に提出しなければならない。

5 許可に係る建設業者は、第七条第一号若しくは第二号に掲げる基準を満たさなくなつたときは、又は第八条第一号及び第七号から第十四号

までのいずれかに該当するに至ったときは、国土交通省令の定めるところにより、二週間以内に、その旨を書面で国土交通大臣又は都道府県知事に届け出なければならない。

**第三節 特定建設業の許可**

**（国土交通省令への委任）**

**第十四条** この節に規定するもののほか、許可の申請に関し必要な事項は、国土交通省令で定める。

**第十五条** 国土交通大臣又は都道府県知事は、特定建設業の許可を受けようとする者が次に掲げたる基準に適合していると認めるときでなければ、許可をしてはならない。

一 第七条第一号及び第三号に該当する者であること。

二 その営業所ごとに次のいずれかに該当する者で専任のものを置く者であること。ただし、施工技術（設計図書に従つて建設工事を適正に実施するために必要な専門の知識及びその応用能力をいう。以下同じ。）の総合性、施工技術の普及状況その他の事情を考慮して政令で定める建設業（以下「指定建設業」という。）の許可を受けようとする者にあっては、その営業所ごとに置くべき専任の者は、イに該当する者又はハの規定により国土交通大臣がイに掲げる者と同等以上の能力を有するものと認定した者でなければならない。

イ 第二十七条第一項の規定による技術検定その他の法令の規定による試験で許可を受けようとする建設業の種類に応じ国土交通大臣が定めるものに合格した者又は他の法令の規定による免許で許可を受けようとする建設業の種類に応じ国土交通大臣が定めるものを受けた者

ロ 第七条第二号イ、ロ又はハに該当する者のうち、許可を受けようとする建設業に係る建設工事で、発注者から直接請け負い、その請負代金の額が政令で定める金額以上であるものに関して二年以上指導監督的な実務の経験を有する者

ハ 国土交通大臣がイ又はロに掲げる者と同等以上の能力を有するものと認定した者

三 発注者との間の請負契約で、その請負代金の額が政令で定める金額以上であるものを履行するに足りる財産的基礎を有すること。  
(下請契約の締結の制限)

**第十七条** 第五条、第六条及び第八条から第十四条までの規定は、特定建設業の許可及び特定建

設業の許可を受けた者（以下「特定建設業者」という。）について準用する。この場合において、第五条第五号中「第七条第一号イ、ロ又はハ」とあるのは、「第十五条第一号イ、ロ又はハ」と、第六条第一項第五号中「次条第一号及び第二号」とあるのは、「第七条第一号及び第十一条第四項中「第七条第二号イ、ロ又はハ」とあるのは、「第十五条第二号イ、ロ又はハ」と、「同号イ、ロ若しくはハ」と、「同号ハ」とあるのは、「第七条第一号若しくは第二号」とあるのは、「第七条第一号若しくは第十五条第二号」と読み替えるものとする。

## 第四節 承繼

**第十七条の二** 建設業者が許可に係る建設業の全部（以下単に「建設業の全部」という。）の譲渡を行う場合（当該建設業者（以下この条における「譲渡人」という。）が一般建設業の許可を受けている場合にあつては譲受人（建設業の全

全部を譲り受ける者をいう。以下この条において同じ。)が当該一般建設業の許可に係る建設業と同一の種類の建設業に係る特定建設業の許可を、譲渡人が特定建設業の許可を受けている場合にあっては譲受人が当該特定建設業の許可に係る建設業と同一の種類の建設業に係る一般建設業の許可を受けている場合を除く。)において、譲渡人及び譲受人が、あらかじめ当該譲渡及び譲受けについて、国土交通省令で定めるところにより次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める者の認可を受けたときは、

日に、合併消滅法人のこの法律の規定による建設業者としての地位を承継する。

一 合併消滅法人（合併消滅法人が二以上あるときは、そのいずれか）が国土交通大臣の許可を受けているとき 国土交通大臣

二 合併消滅法人が二以上ある場合において、当該合併消滅法人の全てが都道府県知事の許可を受けており、かつ、当該許可をした都道府県知事が同一でないとき 国土交通大臣

三 合併消滅法人が二以上ある場合において当該合併消滅法人の全てが同一の都道府県知事

の許可を受けているとき、又は合併消滅法人が一である場合において当該合併消滅法人が都道府県知事の許可を受けているとき、当該都道府県知事。ただし、次のいずれかに該当するときは、国土交通大臣とする。

第二步

務の経験を有する  
ハ　国土交通大臣等以上の能力を有するに足る財  
三　発注者との間の請契約の締結の判決（下請契約の締結の判決）  
第十六條　特定建設業者等の額が政令で定め  
ば、その者が発注者等以上の能力を有するに足る財  
事を施工するためのものとし、請契約を締結しては  
行するに足りる財

る者  
が又はロに掲げる者と同  
有するものと認定した者  
請負契約で、その請負代金  
額以上であるものを履  
産的基礎を有すること。  
制限)  
の許可を受けた者でなけれ  
から直接請け負つた建設工  
次の各号の一に該当する下  
ならない。

五 事由により解散したときは、その清算人  
　　許可を受けた建設業を廃止したとき（第十  
　　七条の二第一項又は第三項の認可を受けたと  
　　きを除く。）は、当該許可に係る建設業者であ  
　　あつた個人又は当該許可に係る建設業者であ  
　　つた法人の役員

イ 第二十七条第一項の規定による技術検定その他の法令の規定による試験で許可を受けようとする建設業の種類に応じ国土交通大臣が定めるものに合格した者又は他の法令の規定による免許で許可を受けようとする建設業の種類に応じ国土交通大臣が定められたものを受けた者

口 第七条第二号イ、ロ又はハに該当する者

二 法人が合併により消滅したとき（当該消滅までに、合併後存続し、又は合併により設立される法人について第十七条の二第二項の認可がされなかつたときに限る。）は、その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。）であつた者

三 法人が破産手続開始の決定により解散したときは、その破産管財人（合併は皮質本意開台の決意ト）

し、施工技術（設計図書に従つて建設工事を適正に実施するため必要な専門の知識及びその応用能力をいう。以下同じ。）の総合性施工技術の普及状況その他の事情を考慮して政令で定める建設業（以下「指定建設業」という。）の許可を受けようとする者にあつては、その営業所ごとに置くべき専任の者は、イに該当する者又はハの規定により国土交通大臣がイに掲げる者と同等以上の能力を有する者（以下「認定者」）によつてなまらねばならぬ。

**第十二条** 許可に係る建設業者が次の各号のいづれかに該当することとなつた場合には、国土交通大臣又は都道府県知事にその旨を届け出なければならない。  
一 許可に係る建設業者が死亡したとき（第十  
七条の三第一項に規定する相続人が同項の認  
可の申請をしなかつたときに限る。）は、そ  
の相続人の

(許可の基準)  
**第十五條** 国土交通大臣又は都道府県知事は、特定建設業の許可を受けようとする者が次に掲げる基準に適合していると認めるときでなければ、許可をしてはならない。

一 第七条第一号及び第三号に該当する者であること。

二 その営業所ごとに次のいずれかに該当する者で専任のものを置く者であること。たゞ、だ

二 譲渡人が都道府県知事の許可を受けているとき 当該都道府県知事。ただし、次のいずれかに該当するときは、国土交通大臣とす る。  
イ 譲受人が国土交通大臣の許可を受けてい る。

イ 合併存続法人が国土交通大臣の許可を受けているとき。  
ロ 合併存続法人が当該都道府県知事以外の都道府県知事の許可を受けているとき。  
建設業者である法人が分割により建設業の全

二 分割被承継法人（分割被承継法人が二以上あるときは、そのいずれか）が国土交通大臣の許可を受けているとき 国土交通大臣  
三 分割被承継法人が二以上ある場合において、当該分割被承継法人の全てが同一の都道府県知事の許可を受けており、かつ、当該許可をした都道府県知事が同一でないとき 国土交通大臣

四 分割被承継法人が二以上ある場合において、当該分割被承継法人の全てが同一の都道府県知事の許可を受けているとき、又は分割被承継法人が一である場合において当該分割被承継法人が都道府県知事の許可を受けているとき、当該都道府県知事。ただし、次のいずれかに該当するときは、国土交通大臣とする。  
イ 分割承継法人が国土交通大臣の許可を受けているとき。

口 分割承継法人が当該都道府県知事以外の都道府県知事の許可を受けているとき。

(建設業の全部を譲り受けた者、合併存続法人若しくは合併により設立された法人又は分割により建設業の全部を承継した法人をいう。以下この条において同じ。)が次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、当該承継の日に、譲受人等は、当該各号に定める建設業について国土交通大臣の許可を受けたものとみなし、譲受人等に係る都道府県知事の許可是、その効力を失う。

一 國土交通大臣の許可を受けている譲受人等が都道府県知事の許可を受けている譲渡人等の地位を承継したとき 当該都道府県知事の許可に係る建設業(当該国土交通大臣の許可に係る建設業と同一の種類のものを除く。)

二 都道府県知事の許可を受けている譲受人等が国土交通大臣の許可を受けている譲渡人等の地位を承継したとき 当該都道府県知事の

三 許可に係る建設業（当該国土交通大臣の許可に係る建設業と同一の種類のものを除く。）

**(相続)**  
**第十七條の三** 建設業者が死亡した場合において、当該建設業者（以下この条において「被相続人」という。）の相続人（相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意により被相続人の営んでいた建設業の全部を承継すべき相続人を選定したときは、その者。以下この条において単に「相続人」という。）が被相続人の営んでいた建設業の全部を引き継ぎ當もうとすること（被相続人が一般建設業の許可を受けていた場合には、被相続人が当該一般建設業の許可に係る建設業と同一の種類の建設業に係る特定建設業の許可を、被相続人が特定建設業の許可を受けた場合にあつては相続人が当該建設業の許可に係る建設業と同一の種類の建設業に係る一般建設業の許可を受けている場合を除く。）は、その相続人は、国土交通省令

で定めるところにより、被相続人の死亡後三十日以内に次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める者に申請して、その認可を受け

により被相続人の建設業者としての地位を承継した相続人について準用する。

### 第三章 建設工事の請負契約

#### 第一节 通則

##### (建設工事の請負契約の原則)

**第十八条** 建設工事の請負契約の当事者は、各々の対等な立場における合意に基いて公正な契約を締結し、信義に従つて誠実にこれを履行しなければならない。

(建設工事の請負契約の内容)

**第十九条** 建設工事の請負契約の当事者は、前条の趣旨に従つて、契約の締結に際して次に掲げある事項を書面に記載し、署名又は記名押印をして相互に交付しなければならない。

- 一 工事内容
- 二 請負代金の額
- 三 工事着手の時期及び工事完成の時期

四 工事を施工しない日又は時間帯の定めをするときは、その内容	五 請負代金の全部又は一部の前払又は出来形部分に対する支払の定めをするときは、その支払の時期及び方法
六 当事者の一方から設計変更又は工事着手の延期若しくは工事の全部若しくは一部の中止の申出があつた場合における工期の変更、請負代金の額の変更又は損害の負担及びそれらの額の算定方法に関する定め	七 天災その他不可抗力による工期の変更又は損害の負担及びその額の算定方法に関する定め
八 価格等（物価統制令（昭和二十一年勅令第百十八号）第二条に規定する価格等をいう。）の変動若しくは変更に基づく請負代金の額又は工事内容の変更	九 工事の施工により第三者が損害を受けた場合における賠償金の負担に関する定め
十 注文者が工事に使用する資材を提供し、又は建設機械その他の機械を貸与するときは、その内容及び方法に関する定め	十一 注文者が工事の全部又は一部の完成を確認するための検査の時期及び方法並びに引渡しの時期
十二 工事完成後における請負代金の支払の時期及び方法	十三 工事の目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しない場合におけるその不適合を担保すべき責任又は当該責任の履行に関して講すべき保証保険契約の締結その他の措置に関する定めをするときは、その内容
十四 各当事者の履行の遅滞その他債務の不履行の場合における遅延利息、違約金その他の損害金	十五 契約に関する紛争の解決方法
十六 その他国土交通省令で定める事項	十七 請負契約の当事者は、請負契約の内容で前項に掲げる事項に該当するものを変更するときは、その変更の内容を書面に記載し、署名又は記名押印をして相互に交付しなければならない。
三 建設工事の請負契約の当事者は、前二項の規定による措置に代えて、政令で定めるところにより、当該契約の相手方の承諾を得て、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法であつて国土交通省令で定めるものにより通知することができる。この場合において、当該注文者は、当該書面による通知をしたものとみなす。	(不當な使用資材等の購入強制の禁止)

第一十九条の二 請負人は、請負契約の履行に関する通知	第一十九条の六 (現場代理人の選任等に関する通知)
第一十九条の三 不當に利用して、その注文した建設工事を施工するために通常必要と認められる原価に満たない金額を請負代金の額とする請負契約を締結してはならない。	第一十九条の五 (著しく短い工期の禁止)
第一十九条の四 (不当な使用資材等の購入強制の禁止)	第一十九条の五 (著しく短い工期の禁止)
第一十九条の五 (建設工事の注文者は、請負契約の方法が随意定めるものを講ずることができる。この場合において、当該国土交通省令で定める措置を講じた者は、当該各項の規定による措置を講じたものとみなす。)	第一十九条の五 (建設工事の注文者は、請負契約を締結するための権限に関する事項及び当該現場代理人の行為についての注文者の請負人にに対する意見の申出の方法（第三項において「現場代理人に関する事項」という。）を、書面により注文者に通知しなければならない。)
第一十九条の六 (建設業者と請負契約を締結した発注者（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）第二条第一項に規定する事業者に該当するものを除く。）が第十九条の二又は第十九条の四の規定に違反した場合において、特に必要があると認めるとときは、当該建設業者の許可をした国土交通大臣又は都道府県知事は、当該発注者に対し必要な勧告をすることができる。)	第一十九条の六 (建設業者と請負契約（請負代金の額が政令で定める金額以上であるものに限る。）を締結した発注者が前条の規定に違反した場合において、特に必要があると認めるときは、当該建設業者の許可をした国土交通大臣又は都道府県知事は、当該発注者に對して必要な勧告をすることができる。)

第一十九条の三 不當に利用して、その注文した建設工事を施工するために通常必要と認められる原価に満たない金額を請負代金の額とする請負契約を締結してはならない。	第一十九条の二 建設工事の請負契約において請負代金の全部又は一部の前払をする定がなされたときは、注文者は、建設業者に對して前払を立て前に、保証人を立てるることを請求することができる。但し、公共工事の前払金保証事業に係る工事又は政令で定める軽微な工事についても、この限りではない。
第一十九条の四 (建設工事の見積り等)	第二十条 建設業者は、建設工事の請負契約を締結するに際して、工事内容に応じ、工事の種別ごとの材料費、労務費その他の経費の内訳並びに工事の工程ごとの作業及びその準備に必要な日数を明らかにして、建設工事の見積りを行うよう努めなければならない。
第一十九条の五 (建設工事の見積書の交付)	第二十一条 建設業者は、前項の規定により請求を受けた建設業者は、左の各号の一に規定する保証人を立てなければならぬ。
第一十九条の六 (建設工事の見積書の交付)	一 建設業者の債務不履行の場合の遅延利息、違約金その他の損害金の支払の保証人
第一十九条の七 (建設工事の見積書の交付)	二 建設業者に代つて自らその工事を完成することを保証する他の建設業者
第一十九条の八 (建設工事の見積書の交付)	三 建設業者が第一項の規定により保証人を立てることを請求された場合において、これを立てないときは、注文者は、契約の定にかかわらず、前金払をしないことができる。

第一十九条の九 (建設工事の見積り等)	第二十二条 建設業者は、その請け負った建設工事を、いかなる方法をもつてするかを問わず、一括して他人に請け負わせてはならない。
第一十九条の十 (建設工事の見積書の交付)	三 前二項の建設工事が多数の者が利用する施設又は工作物に関する重要な建設工事で政令で定めた建设工事に使用する資材若しくは機械器具又はこれらの購入先を指定し、これらを請負人
第一十九条の十一 (建設工事の見積書の交付)	に購入させて、その利益を害してはならない。
第一十九条の十二 (建設工事の見積書の交付)	建設業者は、前項の規定による見積書の交付に代えて、政令で定めるところにより、建設工事の注文者の承諾を得て、当該見積書に記載す
第一十九条の十三 (建設工事の見積書の交付)	べき事項を電子情報処理組織を使用する方法であつて、当該見積書を交付しなければならない。

めるもの以外の建設工事である場合において、当該建設工事の元請負人があらかじめ発注者の書面による承諾を得たときは、これらの規定は、適用しない。

発注者は、前項の規定による書面による承諾に代えて、政令で定めるところにより、同項の元請負人の承諾を得て、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて国土交通省令で定めるものにより、同項の承諾をする旨の通知をすることができる。この場合において、当該発注者は、当該書面による承諾をしたものとみなす。

(下請負人の変更請求)

**第二十三条** 注文者は、請負人に対して、建設工事の施工につき著しく不適当と認められる下請負人があるときは、その変更を請求することができる。ただし、あらかじめ注文者の書面による承諾を得て選定した下請負人については、この限りでない。

注文者は、前項ただし書の規定による書面による承諾に代えて、政令で定めるところにより、同項ただし書の規定により下請負人を選定する者の承諾を得て、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて国土交通省令で定めるものにより、同項ただし書の承諾をする旨の通知をすることができる。この場合において、当該注文者は、当該書面による承諾をしたものとみなす。

(工事監理に関する報告)

**第二十三条の二** 請負人は、その請け負った建設工事について建築士法(昭和二十五年法律第二百二号)第十八条第三項の規定により建築士から工事を設計図書のとおりに実施するよう求められた場合において、これに従わない理由があるときは、直ちに、第十九条の二第二項の規定により通知された方法により、注文者に委託その他いかなる名義をもつてするかを問わず、報酬を得て建設工事の完成を目的として締結する契約は、建設工事の請負契約とみなして、この法律の規定を適用する。

## 第二節 元請負人の義務

(下請負人の意見の聴取)

**第二十四条の二** 元請負人は、その請け負った建設工事を施工するために必要な工程の細目、作業方法その他元請負人において定めるべき事項

を定めようとするときは、あらかじめ、下請負人の意見をきかなければならない。

(下請代金の支払)

部分に対する支払又は工事完成後における支払を受けたときは、当該支払の対象となつた建設工事を施工した下請負人に対して、当該元請負人が支払を受けた金額の出来形に対する割合及び当該下請負人が施工した出来形部分に相応する下請代金を、当該支払を受けた日から一月以内で、かつ、できる限り短い期間内に支払わなければならぬ。

前項の場合において、元請負人は、同項に規定する下請代金のうち労務費に相当する部分については、現金で支払うよう適切な配慮をしなければならない。

元請負人は、前払金の支払を受けたときは、下請負人に対して、資材の購入、労働者の募集その他建設工事の着手に必要な費用を前払金として支払うよう適切な配慮をしなければならない。

(検査及び引渡し)

**第二十四条の四** 元請負人は、下請負人からその請け負った建設工事が完成した旨の通知を受けたときは、当該通知を受けた日から二十日以内で、かつ、できる限り短い期間内に、その完成を確認するための検査を完了しなければならない。

元請負人は、前項の検査によつて建設工事の完成を確認した後、下請負人が申し出たときは、直ちに、当該建設工事の目的物の引渡しを受けなければならない。ただし、下請契約において定められた工事完成の時期から二十日を経過した日以前の一定の日に引渡しを受ける旨の特約がされている場合には、この限りでない。

(不利益取扱いの禁止)

元請負人は、当該元請負人について第十九条の三、第十九条の四、第二十四条の三第一項、前条又は次条第三項若しくは第四項の規定に違反する行為があるとして下請負人が国土交通大臣等(当該元請負人が許可を受けた国土交通大臣又は都道府県知事をいう。)、公正取引委員会又は中小企業庁長官にその事実を通報したこと理由として、当該下請負人にに対して、取引の停止その他の不利益な取扱いをしてはならない。

(特定建設業者の下請代金の支払期日等)

**第二十四条の六** 特定建設業者が注文者となつた下請契約における請負人が特定建設

業者又は資本金額が政令で定める金額以上の法人であるものを除く。以下この条において同じ。)における下請代金の支払期日は、第二十四条の四第二項の申出の日(同項ただし書の場合にあつては、その一定の日)以下この条において同じ。)から起算して五十日を経過する日以前において、かつ、できる限り短い期間内において定められなければならない。

特定建設業者が注文者となつた下請契約において、下請代金の支払期日が定められなかつたときは、第二十四条の四第二項の申出の日が、前項の規定に違反して下請代金の支払期日が定められたときは同条第二項の申出の日から起算して五十日を経過する日が下請代金の支払期日と定められたものとみなす。

特定建設業者は、当該特定建設業者が注文者となつた下請契約に係る下請代金の支払につき、当該下請代金の支払期日までに一般の金融機関(預金又は貯金の受け入れ及び資金の融通を業とする者をいう。)による割引を受けることが困難であると認められる手形を交付してはならない。

特定建設業者は、当該特定建設業者が注文者となつた下請契約に係る下請代金を第一項の規定により定められた支払期日又は第二項の支払期日までに支払わなければならない。当該特定建設業者がその支払をしなかつたときは、当該特定建設業者は、下請負人に対して、第二十四条の四第二項の申出の日から起算して五十日を経過した日から当該下請代金の支払をする日までの期間について、その日数に応じ、当該未払金額に国土交通省令で定める率を乗じて得た金額を遅延利息として支払わなければならぬ。(下請負人に対する特定建設業者の指導等)

**第二十四条の七** 発注者から直接建設工事を請け負つた特定建設業者は、当該建設工事の下請負人が、その下請負に係る建設工事の施工に関する法律の規定又は建設工事の施工若しくは建設工事に從事する労働者の使用に関する法令の規定で政令で定めるものに違反しないよう、当該下請負人の指導に努めるものとする。前項の特定建設業者は、その請け負つた建設工事の下請負人である建設業を営む者が同項に規定する規定で政令で定めるものに違反しない。

(紛争の処理)

**第二十五条** 建設工事の請負契約に関する紛争の解決を図るために、建設工事紛争審査会を設置する。(建設工事紛争審査会の設置)

第一項の特定建設業者は、国土交通省令で定めるところにより、当該建設工事における各下請負人の施工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、これを当該工事現場の見やすい場所に掲げなければならない。

(第三章の二 建設工事の請負契約に関する紛争の処理)

**第二章** 建設工事の請負契約に関する紛争の

正を求める場合において、当該建設業を営む者が当該違反している事實を是正しないときは、同項の特定建設業者は、当該建設業を営む者が建設業者であるときはその許可をした国土交通大臣若しくは都道府県知事又は営業としてその建設工事の行われる区域を管轄する都道府県知事に、その他の建設業を営む者であるときはその建設工事の現場を管轄する都道府県知事に、その旨を通報しなければならない。

建設工事を施工するためには、施工体制台帳(施工体制台帳及び施工体系図の作成等)を設立する。建設工事の内容及び工期その他の国土交通省令で定める事項を記載した施工体制台帳を作成し、工事現場ごとに備え置かなければならない。

前項の建設工事の下請負人は、その請け負つた建設工事を他の建設業を営む者に請け負せたときは、国土交通省令で定めるところにより、同項の特定建設業者に対して、当該他の建設業を営む者の商号又は名称、当該下請負人に係る建設工事の内容及び工期その他の国土交通省令で定める事項を記載した施工体制台帳を作成し、工事現場ごとに備え置かなければならない。

前項の建設工事の下請負人は、その請け負つた建設工事の内容及び工期その他の国土交通省令で定める事項を通知しなければならない。請求があつたときは、同項の規定により備え置いた建設工事の内容及び工期その他の国土交通省令で定める事項を通知しなければならない。

第一項の特定建設業者は、同項の規定により備え置いた建設工事の内容及び工期その他の国土交通省令で定める事項を通知しなければならない。

(建設工事紛争審査会の設置)

第一項の特定建設業者は、国土交通省令で定めるところにより、当該建設工事における各下請負人の施工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、これを当該工事現場の見やすい場所に掲げなければならない。



二 この法律による仲裁に付する旨の合意に基づき、当事者の一方から、審査会に対し仲裁の申請がなされたとき。

(仲裁)

**第二十五条の十九** 審査会による仲裁は、三人の仲裁委員がこれを行う。

2 仲裁委員は、委員又は特別委員のうちから当事者が合意によつて選定した者につき、審査会の会長が指名する。ただし、当事者の合意による選定がなされなかつたときは、委員又は特別委員のうちから審査会の会長が指名する。

3 仲裁委員のうち少なくとも一人は、弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）第二章の規定により、弁護士となる資格を有する者でなければならない。

4 審査会の行う仲裁については、この法律別段の定めがある場合を除いて、仲裁委員を仲裁人とみなして、仲裁法（平成十五年法律第二百三十八号）の規定を適用する。

(文書及び物件の提出)

**第二十五条の二十** 審査会は、仲裁を行う場合において必要があると認めるときは、当事者の申出により、相手方の所持する当該請負契約に関する文書又は物件を提出させることができる。

2 審査会は、相手方が正当な理由なく前項に規定する文書又は物件を提出しないときは、当該文書又は物件に関する申立人の主張を真実と認めることができる。

(立入検査)

**第二十五条の二十一** 審査会は、仲裁を行う場合において必要があると認めるときは、当事者の申出により、相手方の占有する工事現場その他事件に關係のある場所に立ち入り、紛争の原因たる事実関係につき検査をすることができる。

2 審査会は、前項の規定により検査をする場合においては、当該仲裁委員の一人をして当該検査を行わせることができる。

3 審査会は、相手方が正当な理由なく第一項に規定する検査を拒んだときは、当該事実関係に關する申立人の主張を真実と認めることができる。

(調停又は仲裁の手続の非公開)

**第二十五条の二十二** 審査会の行う調停又は仲裁の手続は、公開しない。ただし、審査会は、相手方の申立人に傍聴を許すことができる。

(紛争処理の手続に要する費用)

**第二十五条の二十三** 紛争処理の手続に要する費用は、当事者が当該費用の負担につき別段の定めをしないときは、各自これを負担する。

2 審査会は、当事者の申立に係る費用を要する行為については、当事者に当該費用を予納せよるものとする。

3 審査会が前項の規定により費用を予納させようとする場合において、当事者が当該費用の予納をしないときは、審査会は、同項の行為をしないことができる。

(申請手数料)

**第二十五条の二十四** 中央審査会に対して紛争処理の申請をする者は、政令の定めるところにより、申請手数料を納めなければならない。

(紛争処理状況の報告)

**第二十五条の二十五** 中央審査会は、国土交通大臣に対し、都道府県審査会は、当該都道府県知事に対し、国土交通省令の定めるところにより、紛争処理の状況について報告しなければならない。

(政令への委任)

**第二十五条の二十六** この章に規定するもののほか、紛争処理の手続及びこれに要する費用に関し必要な事項は、政令で定める。

(施工技術の確保)

**第二十五条の二十七** 建設業者は、建設工事の担当手の育成及び確保その他の施工技術の確保に努めなければならない。

2 建設工事に従事する者は、建設工事を適正に実施するために必要な知識及び技術又は技能の向上に努めなければならない。

3 國土交通大臣は、前二項の施工技術の確保並びに知識及び技術又は技能の向上に資するたる事実関係につき検査をすることができる。

2 審査会は、前項の規定により検査をする場合においては、当該仲裁委員の一人をして当該検査を行わせることができる。

3 審査会は、相手方が正当な理由なく第一項に規定する検査を拒んだときは、当該事実関係に關する申立人の主張を真実と認めることができる。

(調停又は仲裁の手続の非公開)

**第二十五条の二十二** 審査会の行う調停又は仲裁の手続は、公開しない。ただし、審査会は、相手方の申立人に傍聴を許すことができる。

(紛争処理の手続に要する費用)

**第二十五条の二十三** 紛争処理の手續に要する費用は、当事者が当該費用の負担につき別段の定めをしないときは、各自これを負担する。

イ、ロ又はハに該当する者（当該建設工事に係る建設業が指定建設業である場合にあつては、同号イに該当する者又は同号ハの規定により国土交通大臣が同号イに掲げる者と同等以上の能力を有するものと認定した者）で当該工事現場に置かなければならぬ。

3 公共性のある施設若しくは工作物又は多数の者が利用する施設若しくは工作物に関する重要な建設工事で政令で定めるものについては、前二項の規定により置かなければならぬ主任技術者又は監理技術者は、工事現場ごとに、専任の者でなければならない。ただし、監理技術者にあつては、発注者から直接当該建設工事を請け負った特定建設業者が、当該監理技術者の行うべき第二十六条の四第一項に規定する職務を補佐する者として、当該建設工事に關し第十五条第二号イ、ロ又はハに該当する者に準ずる者として政令で定める者を当該工事現場に専任で置くときは、この限りでない。

4 前項ただし書の規定は、同項ただし書の工事現場の数が、同一の特例監理技術者（同項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者をいう。次項において同じ。）がその行うべき各工事現場に係る第二十六条の四第一項に規定する職務を行つたとしてもその適切な実施に支障を生ずるおそれがないものとして政令で定める数を超えるときは、適用しない。

5 第三項の規定により専任の者でなければならぬ監理技術者（特例監理技術者を含む。）は、第二十七条の十八第一項の規定による監理技術者資格者証の交付を受けている者であつて、第二十六条の五から第二十六条の七までの規定により国土交通大臣の登録を受けた講習を受講したものの中から、これを選任しなければならない。

6 前項の規定により選任された監理技術者は、発注者から請求があつたときは、監理技術者資格者証を提示しなければならない。

**第二十六条の二** 土木工事業又は建築工事業を営業者は、当該建設工事を施工するために締結した下請契約の請負代金の額（当該下請契約が二以上あるときは、それらの請負代金の額の総額）が第三条第一項第二号の政令で定める金額以上になる場合においては、前項の規定にかかる

わらず、当該建設工事に關し第十五条第二号の規定により選任された監理技術者資格者証を提示しなければならない。

3 第一項の合意は、書面により、当該特定専門工事（前項に規定する特定専門工事をいう。第七項において同じ。）の内容、当該元請負人が

置く主任技術者の氏名その他の国土交通省令で定める事項を明らかにしてするものとする。

4 第一項の元請負人及び下請負人は、前項の規定による書面による合意に代えて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて国土交通省令で定めるものにより第一項の合意をすることができる。

5 第一項の元請負人は、同項の合意をしようとするときは、あらかじめ、注文者の書面による承諾を得なければならない。

6 注文者は、前項の規定による書面による承諾に代えて、政令で定めるところにより、同項の元請負人の承諾を得て、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて国土交通省令で定めるものにより、同項の承諾をする旨の通知をすることができる。この場合において、当該注文者は、当該書面による承諾をしたものとみなす。

7 第一項の元請負人が置く主任技術者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者でなければならぬ。

8 第一項の元請負人が置く主任技術者については、第二十六条第三項の規定は、適用しない。

9 第一項の下請負人は、その下請負に係る建設工事を他人に請け負わせてはならない。

(主任技術者及び監理技術者の職務等)

**第二十六条の四** 主任技術者及び監理技術者は、工事現場における建設工事を適正に実施するため、当該建設工事の施工計画の作成、工程管理、品質管理その他の技術上の管理及び当該建設工事の施工に從事する者の技術上の指導監督の職務を誠実に行わなければならない。

2 工事現場における建設工事の施工に從事する者は、主任技術者又は監理技術者がその職務として行う指導に従わなければならない。

(登録)  
**第二十六条の五** 第二十六条第五項の登録は、同項の講習を行おうとする者の申請により行う。(欠格条項)

**第二十六条の六** 次の各号のいずれかに該当する者が行う講習は、第二十六条第五項の登録を受けることができない。

一 この法律又はこの法律に基づく命令に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終了の日から二年を経過しない者

二 第二十六条の十六の規定により第二十六条第五項の講習の登録を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者

三 法人であつて、第二十六条第五項の講習を行ふ役員のうちに前一号のいずれかに該当する者があるもの

(登録の要件等)

**第二十六条の七** 国土交通大臣は、第二十六条の五の規定により申請のあつた講習が次に掲げる要件の全てに適合しているときは、その登録をしなければならない。この場合において、登録に關して必要な手続は、国土交通省令で定める。

一 登録年月日及び登録番号

二 第二十六条第五項の登録を受けた講習(以下単に「講習」という。)を行ふ者(以下「登録講習実施機関」という。)の氏名又は名前及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

三 登録講習実施機関が講習を行う事務所の所在地

四 建設工事に関する法律制度

五 建設工事の施工計画の作成、工程管理、品質管理その他の技術上の管理

六 建設工事に関する最新の材料、資機材及び施工方法

七 前号ロ及びハに掲げる科目について行われるものであること。

八 前号イに掲げる科目について行われるものであること。

九 前号ロ及びハに掲げる科目について行われるものであること。

おいて同じ。)にあつては、業務を執行する社員)に占める建設業者の役員又は職員(過去二年間に当該建設業者の役員又は職員であつた者を含む。)の割合が二分の一を超えていること。

ハ 登録申請者(法人にあつては、その代表権を有する役員)が建設業者の役員又は職員(過去二年間に当該建設業者の役員又は職員であつた者を含む。)であること。

二 登録講習実施機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに事業報告書(その作成に代えて電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。)の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項及び第五十四条において「財務諸表等」という。)を作成し、五年間事務所に備えて置かなければならない。

三 建設業者その他の利害関係人は、登録講習実施機関の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号の請求をするには、登録講習実施機関の定めた費用を支払わなければならない。

四 前号の書面の謄本又は抄本の請求

五 財務諸表等が電磁的記録をもつて作成された請求

六 前号の書面の謄写又は謄写の請求

七 前号の書面の謄写又は謄写の請求

八 前号の書面の謄写又は謄写の請求

九 前号の書面の謄写又は謄写の請求

十 前号の書面の謄写又は謄写の請求

十一 前号の書面の謄写又は謄写の請求

十二 前号の書面の謄写又は謄写の請求

十三 前号の書面の謄写又は謄写の請求

(業務の休廃止)  
**第二十六条の十二** 登録講習実施機関は、講習の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

(財務諸表等の備付け及び閲覧等)  
**第二十六条の十三** 登録講習実施機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに事業報告書(その作成に代えて電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。)の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項及び第五十四条において「財務諸表等」という。)を作成し、五年間事務所に備えて置かなければならない。

ハ 登録申請者(法人にあつては、その代表権を有する役員)が建設業者の役員又は職員(過去二年間に当該建設業者の役員又は職員であつた者を含む。)であること。

二 登録講習実施機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに事業報告書(その作成に代えて電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。)の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項及び第五十四条において「財務諸表等」という。)を作成し、五年間事務所に備えて置かなければならない。

三 建設業者その他の利害関係人は、登録講習実施機関の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号の請求をするには、登録講習実施機関の定めた費用を支払わなければならない。

四 前号の書面の謄写又は謄写の請求

五 前号の書面の謄写又は謄写の請求

六 前号の書面の謄写又は謄写の請求

七 前号の書面の謄写又は謄写の請求

八 前号の書面の謄写又は謄写の請求

九 前号の書面の謄写又は謄写の請求

十 前号の書面の謄写又は謄写の請求

十一 前号の書面の謄写又は謄写の請求

十二 前号の書面の謄写又は謄写の請求

(適合命令)  
**第二十六条の十四** 国土交通大臣は、講習が第二十六条の七第一項の規定に適合しなかつたと認めるとときは、その登録講習実施機関に対し、同項の規定に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(改善命令)  
**第二十六条の十五** 国土交通大臣は、登録講習実施機関が第二十六条の九の規定に違反していると認めるときは、その登録講習実施機関に対し、同項の規定による講習を行ふべきこと又は講習の方法その他の業務の改善に關し必

要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(登録の取消し等)

**第二十六条の十六** 国土交通大臣は、登録講習実施機関が次の各号のいずれかに該当するときは、当該登録講習実施機関の行う講習の登録を取り消し、又は期間を定めて講習の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 第二十六条の六第一号又は第三号に該当するに至つたとき。  
二 第二十六条の十から第一十六条の十二まで、第二十六条の十三第一項又は次条の規定に違反したとき。  
三 正當な理由がないのに第二十六条の十三第二項各号の規定による請求を拒んだとき。  
四 前二条の規定による命令に違反したとき。  
五 不正の手段により第二十六条第五項の登録を受けたとき。

(帳簿の記載)

**第二十六条の十七** 登録講習実施機関は、国土交通省令で定めるところにより、帳簿を備え、講習に關し国土交通省令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

(国土交通大臣による講習の実施)

第二十六条の十八 國土交通大臣は、講習を行う者がいないとき、第二十六条の十二の規定による講習の全部又は一部の休止又は廃止の届出があつたとき、第二十六条の十六の規定により第二十六条第五項の登録を取り消し、又は登録講習実施機関が天災その他的事由により講習の全部又は一部を実施することが困難となつたとき、その他必要があると認めるときは、講習の全部又は一部を自ら行うことができる。他の必要な事項については、国土交通省令で定める。(手数料)

**第二十六条の十九** 前条第一項の規定により国土交通大臣が行う講習を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を国に納めなければならない。

(報告の徵収)  
**第二十六条の二十** 國土交通大臣は、この法律の施行に必要な限度において、登録講習実施機関

に対し、その業務又は経理の状況に關し報告をさせることができる。

(立入検査)

**第二十六条の二十一** 國土交通大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、登録講習実施機関の事務所に立ち入り、業務の状況又は帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

一 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帶し、関係者に提示しなければならない。  
二 第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(公示)

**第二十六条の二十二** 國土交通大臣は、次に掲げる場合には、その旨を官報に公示しなければならない。

一 第二十六条第五項の登録をしたとき。  
二 第二十六条の十の規定による届出があつたとき。  
三 第二十六条の十二の規定による届出があつたとき。  
四 第二十六条の十六の規定により第二十六条第五項の登録を取り消し、又は講習の停止を行つたとき。

五 第二十六条の十八の規定により講習の全部若しくは一部を自ら行うこととするとき、又は自ら行つていた講習の全部若しくは一部を行わないこととする。

(技術検定)

第二十七条 國土交通大臣は、施工技術の向上を図るため、建設業者の施工する建設工事に従事し又はしようとする者について、政令の定めるところにより、技術検定を行うことができる。

一 前項の検定は、これを分けて第一次検定及び第二次検定とする。

二 第一次検定は、第一項に規定する者が施工技術の基礎となる知識及び能力を有するかどうかを判定するために行う。

三 第二次検定は、第一項に規定する者が施工技術のうち第二十六条の四第一項に規定する技術上の管理及び指導監督に係る知識及び能力を有するかどうかを判定するために行う。

四 第二次検定は、第一項に規定する者が施工技術のうち第二十六条の四第一項に規定する技術上の管理及び指導監督に係る知識及び能力を有するかどうかを判定するために行う。

五 國土交通大臣は、第一次検定又は第二次検定に合格した者に、それぞれ合格証明書を交付す

る。それ政令で定める称号を称することができる。

(指定試験機関の指定)

**第二十七条の二** 國土交通大臣は、その指定する者(以下「指定試験機関」という。)に、第一次検定又は第二次検定に必要な試験の実施に関する事務(以下「試験事務」という。)の全部又は一部を行わせることができる。

一 前項の規定による指定は、試験事務を行おうとする者の申請により行う。  
二 前項の規定による指定は、試験事務を行わないものとする。

(指定の基準)

**第二十七条の三** 國土交通大臣は、前条第二項の規定による申請が次の各号に適合していると認めることでなければ、同条第一項の規定による指定をしてはならない。

一 職員、設備、試験事務の実施の方法その他の事項についての試験事務の実施に関する計画が試験事務の適正かつ確実な実施のために適切なものであること。  
二 前号の試験事務の実施に関する計画の適正かつ確実な実施に必要な経理的及び技術的な基礎を有するものであること。

三 試験事務以外の業務を行つている場合に不公正になるおそれがないこと。  
四 その業務を行つることによつて試験事務が国土交通大臣は、前条第二項の規定による申請をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、同条第一項の規定による指定をしてはならない。  
五 一般社団法人又は一般財團法人以外の者であること。

(試験委員)

第二十七条の六 指定試験機関は、国土交通省令で定める要件を備える者のうちから試験委員を選任し、試験の問題の作成及び採点を行わせなければならない。

一 指定試験機関は、前項の試験委員を選任し、又は解任したときは、遅滞なく、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。  
二 前項の規定は、第一次検定は、第一次検定及び第二次検定とする。

三 前条第二項の規定は、第一項の試験委員の選任について準用する。

(秘密保持義務等)

第二十七条の七 指定試験機関の役員若しくは職員(前条第一項の試験委員を含む。次項において同じ。)又はこれらの職にあつた者は、試験事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

一 この法律の規定に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者であること。

二 この法律の規定に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることによる指定を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者であること。

イ 第二号に該当する者ロ 第二十七条の五第二項の規定による命令により解任され、その解任の日から起算して二年を経過しない者

(指定の公示等)

**第二十七条の四** 國土交通大臣は、第二十七条の二第一項の規定による指定をしたときは、当該指定を受けた者の名称及び主たる事務所の所在地に当該指定をした日を公示しなければならない。

一 指定試験機関は、その名称又は主たる事務所の所在地を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。  
二 若しくは第二十七条の八第一項の試験事務規程に違反する行為をしたとき、又は試験事務に關し著しく不適当な行為をしたときは、指定試験機関に対して、その役員を解任すべきことを命ずることができる。

(役員の選任及び解任)

**第二十七条の五** 指定試験機関の役員の選任及び解任は、国土交通大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

一 國土交通大臣は、指定試験機関の役員が、この法律(この法律に基づく命令又は处分を含む。)若しくは第二十七条の八第一項の試験事務規程に違反する行為をしたとき、又は試験事務に關し著しく不適当な行為をしたときは、指定試験機関に対して、その役員を解任すべきことを命ずることができる。

二 本項の規定は、国土交通省令で定める要件を備える者のうちから試験委員を選任し、試験の問題の作成及び採点を行わせなければならない。

三 前項の規定は、第一次検定は、第一次検定及び第二次検定とする。

四 一般社団法人又は一般財團法人以外の者であること。

(試験委員)

第二十七条の六 指定試験機関は、国土交通省令で定める要件を備える者のうちから試験委員を選任し、試験の問題の作成及び採点を行わせなければならない。

一 指定試験機関は、前項の試験委員を選任し、又は解任したときは、遅滞なく、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

二 前項の規定は、第一次検定は、第一次検定及び第二次検定とする。

三 前条第二項の規定は、第一項の試験委員の選任について準用する。

(秘密保持義務等)

第二十七条の七 指定試験機関の役員若しくは職員(前条第一項の試験委員を含む。次項において同じ。)又はこれらの職にあつた者は、試験事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

一 この法律の規定に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることによる指定を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者であること。

二 この法律の規定に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることによる指定を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者であること。

三 第二十七条の十四第一項又は第二項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者であること。

四 その役員のうちに、次のいずれかに該当する者があること。

五 國土交通大臣は、第一次検定又は第二次検定に合格した者に、それぞれ合格証明書を交付す

## (試験事務規程)

**第二十七条の八** 指定試験機関は、国土交通省令で定める試験事務の実施に関する事項について試験事務規程を定め、国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 國土交通大臣は、前項の規定により認可をした試験事務規程が試験事務の適正かつ確実な実施上不適当となつたと認めるときは、指定試験機関に対して、これを変更すべきことを命ずることができる。

**(事業計画等)** 第二十七条の九 指定試験機関は、毎事業年度、事業計画及び収支予算を作成し、当該事業年度の開始前に、(第二十七条の二第一項の規定による指定を受けた日の属する事業年度にあつては、その指定を受けた後遅滞なく)、国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 指定試験機関は、毎事業年度、事業報告書及び収支決算書を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に、国土交通大臣に提出しなければならない。(帳簿の備付け等)

**第二十七条の十** 指定試験機関は、国土交通省令で定めるところにより、試験事務に関する事項で国土交通省令で定めるものを記載した帳簿を備え、保存しなければならない。(監督命令)

**第二十七条の十一** 国土交通大臣は、試験事務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、指定試験機関に対して、試験事務に関する監督上必要な命令をすることができる。(報告及び検査)

**第二十七条の十二** 国土交通大臣は、試験事務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、指定試験機関に対し、試験事務の状況に關し必要な報告を求め、又はその職員に、指定試験機関の事務所に立ち入り、試験事務の状況若しくは設備、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 第二十六条の二十一、第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

**(試験事務の休廃止)**

**第二十七条の十三** 指定試験機関は、国土交通大臣の許可を受けなければ、試験事務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

2 國土交通大臣は、指定試験機関の試験事務の全部又は一部の休止又は廃止により試験事務の適正かつ確実な実施が損なわれるおそれがないと認めるときでなければ、前項の規定による許可をしてはならない。

3 國土交通大臣は、第一項の規定による許可をしてはならない。されど、(第一項の規定により行つて閑が第二十七条の三第一項各号(第三号を除く。)の一に該当するに至つたときは、当該指定試験機関の指定を取り消さなければならぬい。)

**(指定の取消し等)**

**第二十七条の十四** 國土交通大臣は、指定試験機関が第二十七条の三第一項各号(第三号を除く。)の一に該当するに至つたときは、当該指定試験機関の指定を取り消さなければならぬい。

2 國土交通大臣は、指定試験機関が次の各号の一に該当するときは、当該指定試験機関に対し、その指定を取り消し、又は期間を定めて試験事務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

1 第二十七条の三第一項各号の一に適合しなくなつたと認められるとき。

2 第二十七条の四第二項、第二十七条の六第六項若しくは第二項、第二十七条の九、第二十七条の十又は前条第一項の規定に違反したとき。

3 第二十七条の五第二項(第二十七条の六第六項において準用する場合を含む。)、第二十七一条の八第二項又は第二十七条の十一の規定による命令に違反したとき。

4 第二十七条の八第一項の規定により認可を受けた試験事務規程によらないで試験事務を行つたとき。

5 不正な手段により第二十七条の二第一項の規定による指定を受けたとき。

3 国土交通大臣は、前項の規定により指定を取り消し、又は前項の規定により試験事務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、その旨を公示しなければならない。

**(国土交通大臣による試験事務の実施)**

2 第二十七条の十五 国土交通大臣は、指定試験機関が第二十七条の十三第一項の規定により試験事務の全部若しくは一部を休止したとき、前条第二項の規定により指定試験機関に対して試験事務の全部若しくは一部の停止を命じたとき、又は指定期間が第二十七条の二第一項の規定による申請により試験事務の全部若しくは一部を実施することが困難となつた場合において必要があると認めたる。

2 試験事務の全部若しくは一部の停止を命じたとき、又は指定期間が天災その他の事由により試験事務の全部若しくは一部を実施することが困難となつた場合において必要があると認めたる。

2 きは、第二十七条の一、二、三項の規定にかかわらず、当該試験事務の全部又は一部を行うものとする。

3 國土交通大臣は、前項の規定により試験事務の実施を行うこととし、又は同項の規定により行つている試験事務を行わないこととするときは、あらかじめ、その旨を公示しなければならない。

2 國土交通大臣が、第一項の規定により試験事務を行うこととし、又は前項の規定により行つている試験事務の廃止を許可し、又は前項の規定により試験事務の実施を行つてはならない。

3 第一項の場合において、申請者が二以上の監理技術者資格を有する者であるときは、これらをした場合における試験事務の引継ぎその他の必要な事項は、国土交通省令で定める。

**(手数料)** 第二十七条の十六 第一次検定若しくは第二次検定を受けようとする者は又は合格証明書の交付若しくは再交付を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を(指定試験機関が行う試験を受けようとする者は、指定試験機関)に納めなければならない。

2 前項の規定により指定試験機関に納められた手数料は、指定試験機関の収入とする。

**(指定試験機関がした処分等に係る審査請求)** 第二十七条の十七 指定試験機関が行う試験事務に係る处分又はその不作為については、国土交通大臣に対して、審査請求をすることができる。

2 この場合において、国土交通大臣は、行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八号)第二十五条第二項及び第三項、第四十六条第一項及び第二項、第四十七条並びに第四十九条第三項の規定の適用については、指定試験機関の上級行政庁とみなす。

**(監理技術者資格者証の交付)** 第二十七条の十九 國土交通大臣は、その指定する者(以下「指定資格者証交付機関」という。)に、資格者証の交付及びその有効期間の更新の実施に関する事務(以下「交付等事務」という。)を行わせることができる。

2 前項の規定による指定は、交付等事務を行おうとする者の申請により行う。

3 國土交通大臣は、前項の規定による申請をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、第一項の規定による指定をしてはならない。

2 一般社団法人又は一般財團法人以外の者であること。

3 第一項において準用する第二十七条の十四第一項又は第二項の規定により指定を取り消された、その取消しの日から起算して二年を経過しない者であること。

4 國土交通大臣は、指定資格者証交付機関に交付等事務を行わせるときは、当該交付等事務を行わないものとする。

5 第二十七条の四、第二十七条の八、第二十七条の十二、第二十七条の十三、第二十七条の十四(同条第二項第一号を除く。)、第二十七条の十五及び第二十七条の十七の規定は、指定資格者証交付機関について準用する。この場合において、第二十七条の四第一項及び第二十七条の十四第二項第五号中「第二十七条の二第一項」とあるのは「第二十七条の十九第一項」と、第二十七条の八及び第二十七条の十四第二項第四号中「試験事務規程」とあるのは「交付等事務規程」と、第二十七条の十二第一項及び第二十七条の十三第一項及び第二項、第二十七条の十四第二項第五号中「第二十七条の二第一項」とあるのは「第二十七条の十九第一項」と、第二十七条の八及び第二十七条の十四第二項第四号中「試験事務規程」とあるのは「交付等事務規程」とある。

2 第二十七条の二第一項及び第二項、第二十七条の十四第二項第五号中「第二十七条の二第一項」とあるのは「第二十七条の十九第一項」と、第二十七条の八及び第二十七条の十四第二項第四号中「試験事務規程」とあるのは「交付等事務規程」とある。

2 第二十七条の二第一項及び第二項、第二十七条の十四第二項第五号中「第二十七条の二第一項」とあるのは「第二十七条の十九第一項」と、第二十七条の八及び第二十七条の十四第二項第四号中「試験事務規程」とあるのは「交付等事務規程」とある。

2 第二十七条の二第一項及び第二項、第二十七条の十四第二項第五号中「第二十七条の二第一項」とあるのは「第二十七条の十九第一項」と、第二十七条の八及び第二十七条の十四第二項第四号中「試験事務規程」とあるのは「交付等事務規程」とある。

付等事務と、第二十七条の十四第一項中「付等事務」と、第二十七条の三第二項各号（第三号を除く。）の一に」とあるのは「第二十七条の十九第三項第一号に」と、同条第二項第二号中「第二十七条の六第一項若しくは第二項、第二十七条の九、第二十七条の十又は前条第一項」とあるのは「第二十七条の八第二項又は第二十七条の十一」と、同項第三号中「第二十七条の五第二項（第二十七条の六第三項において準用する場合を含む。）、第二十七条の八第二項又は第二十七条の十二」とあるのは「第二十七条の八第二項」と、第二十七条の十五第一項中「第二十七条の二第三項」とあるのは「第二十七条の十九第四項」と読み替えるものとする。

（事業計画等）

**第二十七条の二十** 指定資格者証交付機関は、毎事業年度、事業計画及び収支予算を作成し、国土交通省令で定めるところにより、国土交通大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 指定資格者証交付機関は、毎事業年度、事業報告書及び収支決算書を作成し、国土交通省令で定めるところにより、国土交通大臣に提出しなければならない。

（手数料）

**第二十七条の二十一** 資格者証の交付又は資格者証の有効期間の更新を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を国、指定資格者証交付機関が行う資格者証の交付又は資格者証の有効期間の更新を受けようとする者は、指定資格者証交付機関に納めなければならない。

2 前項の規定により指定資格者証交付機関に納められた手数料は、指定資格者証交付機関の収入とする。

（国土交通省令への委任）

**第二十七条の二十二** この章に規定するもののほか、第二十六条第五項の登録及び講習の受講並びに第二十七条の十八第一項の資格者証に関し必要な事項は、国土交通省令で定める。

**第四章の二** 建設業者の経営に関する事項

**第二十七条の二十三** 公共性のある施設又は工作物に関する建設工事で政令で定めるものを発注者から直接請負負うとする建設業者は、国土交通省令で定めるところにより、その経営に関する事項の審査等

する客観的事項について審査を受けなければならぬ。

2 前項の審査（以下「経営事項審査」という。）は、次に掲げる事項について、数値による評価をすることにより行うものとする。

一 経営状況

二 経営規模、技術的能力その他の前号に掲げる事項以外の客観的事項

3 前項に定めるもののほか、経営事項審査の項目及び基準は、中央建設業審議会の意見を聽いて国土交通大臣が定める。

（経営状況分析）

**第二十七条の二十四** 前条第二項第一号に掲げる事項の分析（以下「経営状況分析」という。）については、第二十七条の三十一及び第二十七条の三十二において準用する第二十六条の六の規定により国土交通大臣の登録を受けた者（以下「登録経営状況分析機関」という。）が行うものとする。

経営状況分析の申請は、国土交通省令で定める事項を記載した申請書を登録経営状況分析機関に提出してしなければならない。

前項の申請書には、経営状況分析に必要な事実を添付する書類として国土交通省令で定める書類を添付しなければならない。

登録経営状況分析機関は、経営状況分析のため必要があると認めるときは、経営状況分析の申請をした建設業者に報告又は資料の提出を求めることができる。

（経営状況分析の結果の通知）

**第二十七条の二十五** 登録経営状況分析機関は、経営状況分析を行ったときは、遅滞なく、国土交通省令で定めるところにより、当該経営状況分析の申請をした建設業者に対して、当該経営状況分析の結果に係る数値を通知しなければならない。

（経営規模等評価）

**第二十七条の二十六** 第二十七条の二十三第二項第二号に掲げる事項の評価（以下「経営規模等評価」という。）については、国土交通大臣又は都道府県知事が行うものとする。

経営規模等評価の申請は、国土交通省令で定めた事項を記載した申請書を建設業の許可をした国土交通大臣又は都道府県知事に提出してしなければならない。

前項の申請書には、経営規模等評価に必要な事実を証する書類として国土交通省令で定める書類を添付しなければならない。

4 国土交通大臣又は都道府県知事は、経営規模等評価のため必要があると認めるときは、経営規模等評価の申請をした建設業者に報告又は資料の提出を求めることができる。  
**第二十七条の二十七** 国土交通大臣又は都道府県知事は、経営規模等評価を行ったときは、遅滞なく、国土交通省令で定めるところにより、当該経営規模等評価の申請をした建設業者に対して、当該経営規模等評価の結果に係る数値を通知しなければならない。  
**(経営規模等評価の結果の通知)**  
**第二十七条の二十八** 経営規模等評価の結果について異議のある建設業者は、当該経営規模等評価を行つた国土交通大臣又は都道府県知事に対して、再審査を申し立てることができる。  
**(再審査の申立)**  
**第二十七条の二十九** 国土交通大臣又は都道府県知事は、経営規模等評価の申請をした建設業者から請求があつたときは、遅滞なく、国土交通省令で定めるところにより、当該建設業者に対して、総合評定値(経営状況分析の結果に係る数値及び経営規模等評価の結果に係る数値)を用いて国土交通省令で定めるところにより算出した客観的事項の全体についての総合的な評定値(結果に係る数値をいう。以下同じ。)を通知しなければならない。  
前項の請求は、第二十七条の二十五の規定により登録経営状況分析機関から通知を受けた経営状況分析の結果に係る数値を当該建設業者の建設業の許可をした国土交通大臣又は都道府県知事に提出してしなければならない。  
国土交通大臣又は都道府県知事は、第二十七条の二十三第一項の建設工事の発注者から請求があつたときは、遅滞なく、国土交通省令で定めるところにより、当該発注者に対して、同項の建設業者に係る総合評定値(当該発注者から同項の建設業者に係る経営状況分析の結果に係る数値及び経営規模等評価の結果に係る数値を含む。)を通知しなければならない。ただし、第一項の規定による請求をしていない建設業者に係る当該発注者からの請求があつては、これらの数値を建設業者に係る経営規模等評価の結果に係る数値のみを通知すれば足りる。  
**(手数料)**

求をしようとする者は、政令で定めるところにより、実費を勘案して政令で定める額の手数料を国に納めなければならない。

(登録)

**第二十七条の三十一** 第二十七条の二十四第一項の登録は、経営状況分析を行おうとする者の申請により行う。

2 国土交通大臣は、前項の規定により登録を申請した者（以下この項において「登録申請者」という。）が、電子計算機（入出力装置を含む。）及び経営状況分析に必要なプログラム（電子計算機に対する指令であつて、一の結果を得ることができるように組み合わされたものをいふ。）を有し、かつ、第二十七条の二十三第一項の規定により経営事項審査を受けなければならぬこととされる建設業者（以下この項において単に「建設業者」という。）に支配されているものとして次のいずれかに該当するものでないときは、その登録をしなければならない。この場合において、登録に関して必要な手続は、国土交通省令で定める。

一 登録申請者が株式会社である場合にあつては、建設業者がその親法人であること。

二 登録申請者の役員（持分会社にあつては、業務を執行する社員）に占める建設業者の役員又は職員（過去二年間に当該建設業者の役員又は職員であった者を含む。）の割合が二分の一を超えていること。

三 登録申請者（法人にあつては、その代表権を有する役員）が建設業者の役員又は職員（過去二年間に当該建設業者の役員又は職員であつた者を含む。）であること。

3 登録は、登録経営状況分析機関登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。

一 登録年月日及び登録番号

二 登録経営状況分析機関の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

三 登録経営状況分析機関が経営状況分析を行う事務所の所在地

(準用規定)

**第二十七条の三十二** 第二十六条の六、第二十六条の八から第二十六条の十七まで及び第二十六条の二十から第二十六条の二十二までの規定は、登録経営状況分析機関について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定

中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(国土交通大臣又は都道府県知事による経営状況分析の実施)

な施工を確保するとともに、建設業の健全な発達を図ることを目的とする事業を行う社団又は財団で国土交通省令で定めるもの（以下「建設業者団体」という。）は、国土交通省令の定めることにより、国土交通大臣又は都道府県知事に対して、国土交通省令で定める事項を届け出なければならない。

な施工を確保するとともに、建設業の健全な発達を図ることを目的とする事業を行う社団又は財団で国土交通省令で定めるもの（以下「建設業者団体」という。）は、国土交通省令の定めるところにより、国土交通大臣又は都道府県知事に対して、国土交通省令で定める事項を届け出なければならない。（報告等）

**第二十七条の三十九** 建設業者団体は、その事業を行うに当たつては、建設工事の担い手の育成及び確保その他の施工技術の確保に資するよう努めなければならない。

2 国土交通大臣は、建設業者団体が行う建設工事の担い手の育成及び確保その他の施工技術の確保に関する取組の状況について把握するよう努めるとともに、当該取組が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

**第二十七条の四十** 建設業者団体は、災害が発生した場合において、当該災害を受けた地域における公共施設その他の施設の復旧工事の円滑かつ迅速な実施が図られるよう、当該復旧工事を施工する建設業者と地方公共団体その他の関係機関との連絡調整、当該復旧工事に使用する資材及び建設機械の調達に関する調整その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

**第五章 監督**

**(指示及び営業の停止)**

**第二十八条** 国土交通大臣又は都道府県知事は、その許可を受けた建設業者が次の各号のいずれかに該当する場合又はこの法律の規定（第十九条の三、第十九条の四、第二十四条の三第一項、第二十四条の四、第二十四条の五並びに第二十四条の六第三項及び第四項を除き、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成十二年法律第二百二十七号。以下「入札契約適正化法」という。）第十五条第一項の規定により読み替えて適用される第二十四条の八第一項、第二項及び第四項を含む。第四項において同じ。）、入札契約適正化法第十五条第二項若しくは第三項の規定若しくは特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律（平成十九年

法律第六十六号。以下この条において「履行確保法」という。第三条第六項、第四条第一項、第七条第二項、第八条第一項若しくは第二項若しくは第十一条第一項の規定に違反した場合においては、当該建設業者に対して、必要な指示をすることができる。特定建設業者が第四十一条第二項又は第三項の規定による勧告に従わない場合において必要があると認めるときも、同様とする。

一 建設業者が建設工事を適切に施工しなかつたために公衆に危害を及ぼしたとき、又は危害を及ぼすおそれがあるとき。

二 建設業者が請負契約に関し不誠実な行為をしたとき。

三 建設業者（建設業者が法人であるときは、当該法人又はその役員等）又は政令で定める使用人がその業務に關し他の法令（入札契約適正化法及び履行確保法並びにこれらに基づく命令を除く。）に違反し、建設業者として不適当であると認められるとき。

四 建設業者が第二十二条第一項若しくは第二項又は第二十六条の三第九項の規定に違反したとき。

五 第二十六条第一項又は第二項に規定する主任技術者又は監理技術者が工事の施工の管理について著しく不適当であり、かつ、その変更が公益上必要であると認められるとき。

六 建設業者が、第三条第一項の規定に違反して同項の許可を受けないで建設業を営む者と下請契約を締結したとき。

七 建設業者が、特定建設業者以外の建設業を営む者と下請代金の額が第三条第一項第二号の政令で定める金額以上となる下請契約を締結したとき。

八 建設業者が、情を知つて、第三項の規定により営業の停止を命ぜられている者又は第二十九条の四第一項の規定により営業を禁止されている者と当該停止され、又は禁止される営業の範囲に係る下請契約を締結したとき。

九 履行確保法第三条第一項、第五条又は第七条第一項の規定に違反したとき。

都道府県知事は、その管轄する区域内で建設工事を施工している第三条第一項の許可を受けないで建設業を営む者が次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該建設業を営む者に対して、必要な指示をすることができる。

一 建設工事を適切に施工しなかつたために公衆に危害を及ぼしたとき、又は危害を及ぼすおそれがあるとき。

二 請負契約に関し著しく不誠実な行為をしたとき。

3 國土交通大臣又は都道府県知事は、その許可を受けた建設業者が第一項各号のいずれかに該当するとき若しくは同項若しくは次項の規定による指示に従わないとき又は建設業を営む者が前項各号のいずれかに該当するとき若しくは同項の規定による指示に従わないときは、その者に対し、一年以内の期間を定めて、その営業の全部又は一部の停止を命ずることができる。

4 都道府県知事は、国土交通大臣又は他の都道府県の区域内において営業を行うものが、当該都道府県の区域内における営業に關し、第一項各号のいずれかに該当する場合又はこの法律の規定、入札契約適正化法第十五条第二項若しくは第三項の規定若しくは履行確保法第三条第六項、第四条第一項、第七条第二項、第八条第一項若しくは第二項若しくは第十一条第一項の規定に違反した場合においては、当該建設業者に対して、必要な指示をすることができる。

5 都道府県知事は、国土交通大臣又は他の都道府県知事の許可を受けた建設業者で当該都道府県の区域内において営業を行うものが、当該都道府県の区域内における営業に關し、第一項各号のいずれかに該当するとき又は同項若しくは前項の規定による指示に従わないときは、その者に対し、一年以内の期間を定めて、当該建設業者の全部又は一部の停止を命ずることができる。

6 都道府県知事は、前二項の規定による処分をしたときは、遲滞なく、その旨を、当該建設業者が国土交通大臣の許可を受けたものであるときは国土交通大臣に報告し、当該建設業者が他の都道府県知事の許可を受けたものであるときは当該他の都道府県知事に通知しなければならない。

7 國土交通大臣又は都道府県知事は、第一項第一号若しくは第三号に該当する建設業者又は第二項第一号に該当する第三条第二項の許可を受けないで建設業を営む者に対する場合において、特に必要があると認めるときは、注文者に対しても、適當な措置をとるべきことを勧告することができる。

(許可の取消し)

かに該当するときは、当該建設業者の許可を取り消さなければならない。

一 一般建設業の許可を受けた建設業者にあつては第七条第一号又は第二号、特定建設業者にあつては同条第一号又は第十五条第二号に掲げる基準を満たさなくなつた場合

二 第八条第一号又は第七号から第十四号まで（第十七条において準用する場合を含む。）のいずれかに該当するに至つた場合

三 第九条第一項各号（第十七条において準用する場合を含む。）のいずれかに該当する場合（第十七条の二第一項から第三項まで又は第十七条の三第四項の規定により他の建設業者の地位を承継したことにより第九条第一項第三号（第十七条において準用する場合を含む。）に該当する場合を除く。）において一般建設業の許可又は特定建設業の許可を受けないとき

四 許可を受けてから一年以内に営業を開始せず、又は引き続いて一年以上営業を休止した場合

五 第十二条各号（第十七条において準用する場合を含む。）のいずれかに該当するに至つた場合

六 死亡した場合において第十七条の三第一項の認可をしない旨の処分があつたとき。

七 不正の手段により第三条第一項の許可（同条第三項の許可の更新を含む。）又は第十七条の二第一項から第三項まで若しくは第十七条の三第一項の認可を受けた場合

八 前条第一項各号のいずれかに該当し情状特に重い場合又は同条第三項若しくは第五項の規定による営業の停止の処分に違反した場合

国土交通大臣又は都道府県知事は、その許可を受けた建設業者が第三条の二第一項の規定により付された条件に違反したときは、当該建設業者の許可を取り消すことができる。

**第二十九条の二** 国土交通大臣又は都道府県知事は、建設業者の営業所の所在地を確知できないとき、又は建設業者の所在（法人である場合においては、その役員の所在をいい、個人である場合においては、その支配人の所在を含むものとする。）を確知できないときは、官報又は当該都道府県の公報でその事實を公告し、その公告の日から三十日を経過しても当該建設業者から申出がないときは、当該建設業者の許可を取り消すことができる。

2 前項の規定による処分については、行政手続  
法第三章の規定は、適用しない。  
(許可の取消し等の場合における建設工事の措  
置)

**第二十九条の三** 第三条第三項の規定により建設  
業の許可がその効力を失つた場合にあつては当  
該許可に係る建設業者があつた者又はその一般  
承継人は、第二十八条第三項若しくは第五項の  
規定により営業の停止を命ぜられた場合又は前  
二条の規定により建設業の許可を取り消された  
場合にあつては当該処分を受けた者又はその一  
般承継人は、許可がその効力を失う前又は当該  
処分を受ける前に縮結された請負契約に係る建  
設工事に限り施工することができる。この場合  
において、これらの者は、許可がその効力を失  
つた後又は当該処分を受けた後、二週間以内  
に、その旨を当該建設工事の注文者に通知しな  
ければならない。

**二 特定建設業者であつた者又はその一般承継人**  
若しくは特定建設業者の一般承継人が前項の規  
定により建設工事を施工する場合においては、  
第十六条の規定は、適用しない。

**三 國土交通大臣又は都道府県知事は、第一項の**  
規定にかかるわらず、公益上必要があると認める  
ときは、当該建設工事の施工の差止めを命ずる  
ことができる。

**四 第一項の規定により建設工事を施工する者で**  
建設業者であつたもの又はその一般承継人は、  
当該建設工事を完成する目的の範囲内において  
は、建設業者とみなす。

**五 建設工事の注文者は、第一項の規定により通**  
知を受けた日又は同項に規定する許可がその効  
力を失つたこと、若しくは処分があつたことを  
知つた日から三十日以内に限り、その建設工事  
の請負契約を解除することができる。  
(営業の禁止)

**第二十九条の四** 國土交通大臣又は都道府県知事  
は、建設業者その他の建設業を営む者に対して  
第二十八条第三項又は第五項の規定により営業  
の停止を命ずる場合においては、その者が法人  
であるときはその役員等及び当該処分の原因で  
ある事實について相当の責任を有する政令で定  
める使用人(当該処分の日前六十日以内におい  
てその役員等又はその政令で定める使用人であ  
つた者を含む。次項において同じ。)に対しても、  
個人であるときはその者及び当該処分の原因で  
ある事實について相当の責任を有する政令で定











2 前項の場合において、上級行政庁とみなされる行政不服審査法の規定を適用する。この場合において、当該処分の上級行政庁とみなされる行政庁は、施行日前に当該処分の上級行政庁であつた行政庁とする。

（手数料に関する経過措置）

**第一百六十二条** 施行日前においてこの法律による罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

**第一百六十四条** この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。（検討）

**第二百五十一条** 新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務については、できる限り新たに設けることのないようにするとともに、新地方自治法別表第一に掲げるもの及び新地方自治法に基づく政令に示すものについては、地方分権を推進する観点から検討を加え、適宜、適切な見直しを行うものとする。

**第二百五十二条** 政府は、地方公共団体が事務及び事業を自主的かつ自立的に執行できるよう、国と地方公共団体との役割分担に応じた地方税財源の充実確保の方途について、経済情勢の推移等を勘案しつつ検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

（施行期日）

**附 则** （平成一 年七月一 六日法律第一〇二号） 抄

（施行期日）

**第一条** この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（施行期日）**四六号** 抄  
第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附 則（平成二年一月二七日法律第一五二号）抄  
（施行期日）  
第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。  
（経過措置）  
第三条 民法の一部を改正する法律（平成十一年法律第百四十九号）附則第三条第三項の規定により前項の例によることとされる準禁治産者及びその保佐人に関するこの法律による改正規定の適用については、次に掲げる改正規定を除き、なお従前の例による。  
一から六まで 略  
七 第三十一条中建設業法第二十五条の四の改正規定  
第四条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。  
附 則（平成二年二月二日法律第一六〇号）抄  
（施行期日）  
第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。  
一 第九百九十五条（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る）、  
二 第千三百五条、第千三百六条、第千三百二十二条、第千三百二十六条第二項及び  
第三千三百四十四条の規定 公布の日  
附 則（平成二年五月一九日法律第十七一号）抄  
（施行期日）  
第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附 則（平成二年一月二七日法律第一二六号）抄  
（施行期日）  
第一条 この法律は、公布の日から起算して五月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。  
（罰則に関する経過措置）  
第二条 この法律の施行前にした行為に対する罰則に関する経過措置

<p><b>附 則</b> (平成一二年一月二七日法律第一二七号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p><b>第一条</b> この法律は、公布の日から起算して三日を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第二章から第四章まで並びに第十六条、第十七条第一項及び第二項、第十八条並びに附則第三条(建設業法第二十八条の改正規定に係る部分に限る。)の規定は平成十三年四月一日から、第十七条第三項の規定は平成十四年四月一日から施行する。</p>
<p><b>附 則</b> (平成一二年一二月五日法律第一三八号) 抄</p> <p>(施行期日)</p>
<p><b>第一条</b> この法律は、公布の日から起算して二十九日を経過した日から施行する。</p>
<p><b>附 則</b> (平成一四年五月一九日法律第四五号) 抄</p> <p>(施行期日)</p>
<p><b>附 則</b> (平成一四年一二月一三日法律第一五二号) 抄</p> <p>(施行期日)</p>
<p><b>第一条</b> この法律は、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十四年法律第二百五十一号)の施行の日から施行する。 (罰則に関する経過措置)</p>
<p><b>第四条</b> この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。 (その他の経過措置の政令への委任)</p>
<p><b>第五条</b> 前三条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。</p>
<p><b>附 則</b> (平成一五年六月一八日法律第九六号) 抄</p> <p>(施行期日)</p>
<p><b>第一条</b> この法律は、平成十六年三月一日から施行する。 (建設業法の一部改正に伴う経過措置)</p>
<p><b>第三条</b> 第二条の規定による改正後の建設業法(以下この条において「新建設業法」という。)の登録を受けようとする者は、第二条の規定の施行前においても、その由請を行うことができる。新建設業法第二十六条の十第一項の規定による講習規程の届出について</p>

2 第一条の規定の施行の際現に同条の規定によ  
る改正前の建設業法（以下この条において「旧  
建設業法」という。）第二十七条の十八第四項  
の指定を受けている講習は、第二条の規定の施  
行の日から起算して六月を経過する日までの間  
は、新建設業法第二十六条第四項の登録を受け  
た講習とみなす。

3 第二条の規定の施行前五年以内に受講した旧  
建設業法第二十七条の十八第四項の指定を受け  
た講習は、その講習を修了した日から起算して  
五年を経過する日までの間は、新建設業法第二  
十六条第四項の登録を受けた講習とみなす。

4 新建設業法第二十七条の二十四第一項の登録  
を受けようとする者は、第二条の規定の施行前  
においても、その申請を行うことができる。新  
建設業法第二十七条の三十二において準用する  
新建設業法第二十六条の十第一項の規定による  
経営状況分析規程の届出についても、同様とす  
る。

5 第二条の規定の施行の際現に旧建設業法第二  
十七条の二十四第一項の指定を受けている者は  
は、第二条の規定の施行の日から起算して六月  
を経過する日までの間は、新建設業法第二十七  
条の二十四第一項の登録を受けているものとみ  
なす。

6 第二条の規定の施行前にされた旧建設業法第  
二十七条の二十二第四項の規定による旧建設業  
法第二十七条の二十三第二項に規定する経営事  
項審査（以下この条において「旧経営事項審  
査」という。）の申請又は旧建設業法第二十七  
条の二十六第一項に規定する経営状況分析  
（以下この条において「旧経営状況分析」とい  
う。）の申請又は旧建設業法第二十七条の二十一  
項に規定する経営状況分析（以下この条にお  
いて「旧経営状況分析」といいう。）の申請又  
は、第二条の規定の施行の日から起算して六月  
を経過する日までの間は、新建設業法第二十七  
条の二十四第一項の登録を受けているものとみ  
なす。

7 旧建設業法第二十七条の二十四第一項に規定  
する指定経営状況分析機関の役員又は職員であ  
つた者に係る同項に規定する経営状況分析に関  
して知り得た秘密を漏らしてはならない義務に  
ついては、第二条の規定の施行後も、なお従前  
の例による。

8 第二条の規定の施行の際現に旧建設業法第二  
十七条の二十四第一項の指定を受けている者が  
行うべき第二条の規定の施行の日の属する事業  
年度の事業報告書及び収支決算書の作成並びに

9 第二条の規定の施行前にされた旧経営事項審  
査又は旧経営状況分析の結果（第六項の規定に  
よるなお従前の例によることとされる場合にお  
けるものを含む。）に係る再審査の申立てにつ  
いては、なお従前の例による。

10 第二条の規定の施行前に旧経営事項審査にお  
いて旧建設業法第二十七条の二十四第一項に規  
定する指定経営状況分析機関がした旧経営状況  
分析（第六項の規定によりなお従前の例による  
こととされる場合におけるものを含む。）に係  
る処分又はその不作為に係る行政不服審査法  
(昭和三十七年法律第百六十号)による審査請  
求については、なお従前の例による。

（処分、手続等の効力に関する経過措置）

第十四条 附則第二条から前条までに規定するもの  
のほか、この法律の施行前にこの法律による  
改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を  
含む。）の規定によつてした処分、手続その他の  
行為であつて、この法律による改正後のそれ  
ぞれの法律（これに基づく命令を含む。）中相  
当する規定があるものは、これらの規定によつ  
てした処分、手續その他の行為とみなす。

（罰則の適用に関する経過措置）

第十五条 この法律の施行前にした行為及びこの  
附則の規定によりなお従前の例によることとさ  
れる場合におけるこの法律の施行後にした行為  
に対する罰則の適用については、なお従前の例  
による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第十六条 附則第二条から前条までに定めるもの  
のほか、この法律の施行に関し必要となる経過  
措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政  
令で定める。

附 則（平成一八年六月二日法律第五〇号）抄  
(施行期日)抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月  
を超えない範囲内において政令で定める日から  
施行する。

附 則（平成一八年六月二日法律第五〇号）抄  
(施行期日)抄

第一条 この法律は、一般社団・財團法人法の施行  
の日から施行する。

附 則（平成一八年六月二日法律第五〇号）抄  
(施行期日)抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年  
を超えない範囲内において政令で定める日から  
施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、  
当該各号に定める日から施行する。

一 第三条、第四条並びに附則第五条から第七  
条まで及び第十二条の規定 公布の日から起  
算して六月を超えない範囲内において政令で  
定める日

（建設業法の一部改正に伴う経過措置）

第五条 附則第一条第一号に掲げる規定の施行の際現  
に建設工事紛争審査会に係属している第四条の  
規定による改正前の建設業法（次項において  
「旧建設業法」という。）第二十五条の十一のあ  
つせん又は調停に関し当該あつせん又は調停の  
目的となつている請求についての新建設業法第  
二十五条の十六の規定の適用については、附則  
第一条第一号に掲げる規定の施行の時に、あつ  
せん又は調停の申請がされたものとみなす。

二 この法律の施行の際現に旧建設業法第三条第  
二十五条の十六の規定の適用については、附則  
第一条第一号に掲げる規定の施行の時に、あつ  
せん又は調停の申請がされたものとみなす。

三 この法律の施行の際現に旧建設業法第三条第  
二十九条の規定による許可の取消しその他の  
監督上の処分に関する場合は、同号に掲げる規  
定の施行前に生じた事由については、なお従前  
の例による。

（政令への委任）

第七条 この附則に定めるもののほか、この法律  
の施行に關して必要な経過措置（罰則に関する  
経過措置を含む。）は、政令で定める。

第六条 この法律（附則第一条第三号に掲げる規  
定については、当該規定）の施行前にした行為  
に關する経過措置

これらの書類の国土交通大臣に対する提出につ  
いては、なお従前の例による。

第八条 法」（施行の日から施行する。）

（罰則の適用等に関する経過措置）

第九条 第十二条の規定の施行前にされた旧経営事項審  
査又は旧経営状況分析の結果（第六項の規定に  
よるなお従前の例によることとされる場合にお  
けるものを含む。）に係る再審査の申立てにつ  
いては、なお従前の例による。

第十条 第十二条の規定の施行前に旧経営事項審査にお  
いて旧建設業法第二十七条の二十四第一項に規  
定する指定経営状況分析機関がした旧経営状況  
分析（第六項の規定によりなお従前の例による  
こととされる場合におけるものを含む。）に係  
る処分又はその不作為に係る行政不服審査法  
(昭和三十七年法律第百六十号)による審査請  
求については、なお従前の例による。

（処分、手續等の効力に関する経過措置）

第十一条 附則第二条から前条までに規定するもの  
のほか、この法律の施行に関し必要な経過措  
置は、政令で定める。

（政令への委任）

第十二条 附則第二条から前条までに規定するもの  
のほか、この法律の施行前にこの法律による  
改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を  
含む。）の規定によつてした処分、手續その他  
の行為であつて、この法律による改正後のそれ  
ぞれの法律（これに基づく命令を含む。）中相  
当する規定があるものは、これらの規定によつ  
てした処分、手續その他の行為とみなす。

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年  
を超えない範囲内において政令で定める日から  
施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、  
当該各号に定める日から施行する。

一 第四条（建設業法第二十二条第一項及び第三  
項の改正規定 同法第二十三条の次に一条を  
加える改正規定並びに同法第二十四条、第  
二十六条第三項から第五項まで、第四十条の  
三及び第五十五条の改正規定を除く。）及び  
附則第十三条（一般社団法人及び一般財團法  
人に関する法律及び公益社団法人及び公益財  
團法人の認定等に関する法律の施行に伴う関  
係法律の整備等に関する法律（平成十八年法  
律第五十号）附則第一項ただし書の改正規定  
に限る。）の規定 平成十九年四月一日

（建設業法の一部改正に伴う経過措置）

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年  
を超えない範囲内において政令で定める日から  
施行する。ただし、第四条の規定による改正後の建  
設業法（以下「新建設業法」という。）第二十  
二条第三項の規定にかかわらず、なお従前の例  
による。

（建設業法の一部改正に伴う経過措置）

第五条 附則第一条第一号に掲げる規定の施行の際現  
に建設工事紛争審査会に係属している第四条の  
規定による改正前の建設業法（次項において  
「旧建設業法」という。）第二十五条の十一のあ  
つせん又は調停の申請がされたものとみなす。

二 この法律の施行の際現に旧建設業法第三条第  
二十五条の十六の規定の適用については、附則  
第一条第一号に掲げる規定の施行の時に、あつ  
せん又は調停の申請がされたものとみなす。

三 この法律の施行の際現に旧建設業法第三条第  
二十九条の規定による許可の取消しその他の  
監督上の処分に関する場合は、同号に掲げる規  
定の施行前に生じた事由については、なお従前  
の例による。

（政令への委任）

第六条 この法律（附則第一条第三号に掲げる規  
定については、当該規定）の施行前にした行為  
に關する経過措置

に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第七条 附則第二条から前条までに定めるものほか、この法律の施行に関して必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

(検討) 第八条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、第一条から第四条までの規定による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (平成一九年五月三〇日法律第六号) 抄 (施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内で政令で定める日から施行する。ただし、第二章、第三章、第三十九条、第四十条及び第四十三条並びに附則第三条、第四条、第六条及び第七条の規定は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内で政令で定める日から施行する。

附 則 (平成一〇年五月二日法律第二八号) 抄 (施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内で政令で定める日から施行する。ただし、第二章、第三章、第三十九条、第四十条及び第四十三条並びに附則第三条、第四条、第六条及び第七条の規定は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内で政令で定める日から施行する。

附 則 (平成一三年六月三日法律第六一号) 抄 (施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一四年八月一日法律第五三号) 抄 (施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日(以下「施行日」という。)から施行する。

附 則 (平成一三年六月二十四日法律第七四号) 抄 (施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第十一条 第十二条、第十四条、第十六条、第

十八条、第二十条、第二十三条、第二十八条

(罰則に関する経過措置)

及び第三十一条第二項の規定、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日

に定める日

附 則 (平成二五年六月一四日法律第四四号) 抄 (施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。たゞ、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

附 則 (平成二五年一月二七日法律第八六号) 抄 (施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成二六年六月四日法律第五五号) 抄 (施行期日)

第一条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成二六年六月四日法律第五五号) 抄 (施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第十二条 第十三条、第十四条、第十五条、第

法律の施行後に提出された書類について適用し、この法律の施行前に提出された書類については、なお従前の例による。

別表第一の下欄に掲げるとび・土工工事業(第

五項において「とび・土工工事業」という。)

に係る旧建設業法第三条第一項の許可を受けている者であって、新建設業法別表第一の下欄に掲げる解体工事業(以下この条において「解体工事業」という。)に該当する営業を営んでいた者とみなして、新建設業法第四条及び第二十六条の二の規定を適用する。

第三条 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の際現に第一条の規定による改正前の建設業法(以下この条において「旧建設業法」という。)に係る新建設業法第三条第一項の許可を受けている者であって、新建設業法別表第一の下欄に掲げる解体工事業(以下この条において「解体工事業」という。)に該当する営業を営んでいた者とみなして、新建設業法第四条及び第二十六条の二の規定を適用する。

(罰則に関する経過措置)

第十四条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成二六年六月四日法律第五五号) 抄 (施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第十五条 第十六条、第十七条、第十八条、第



